

## 第2章 宮崎県の男女共同参画施策のあらまし

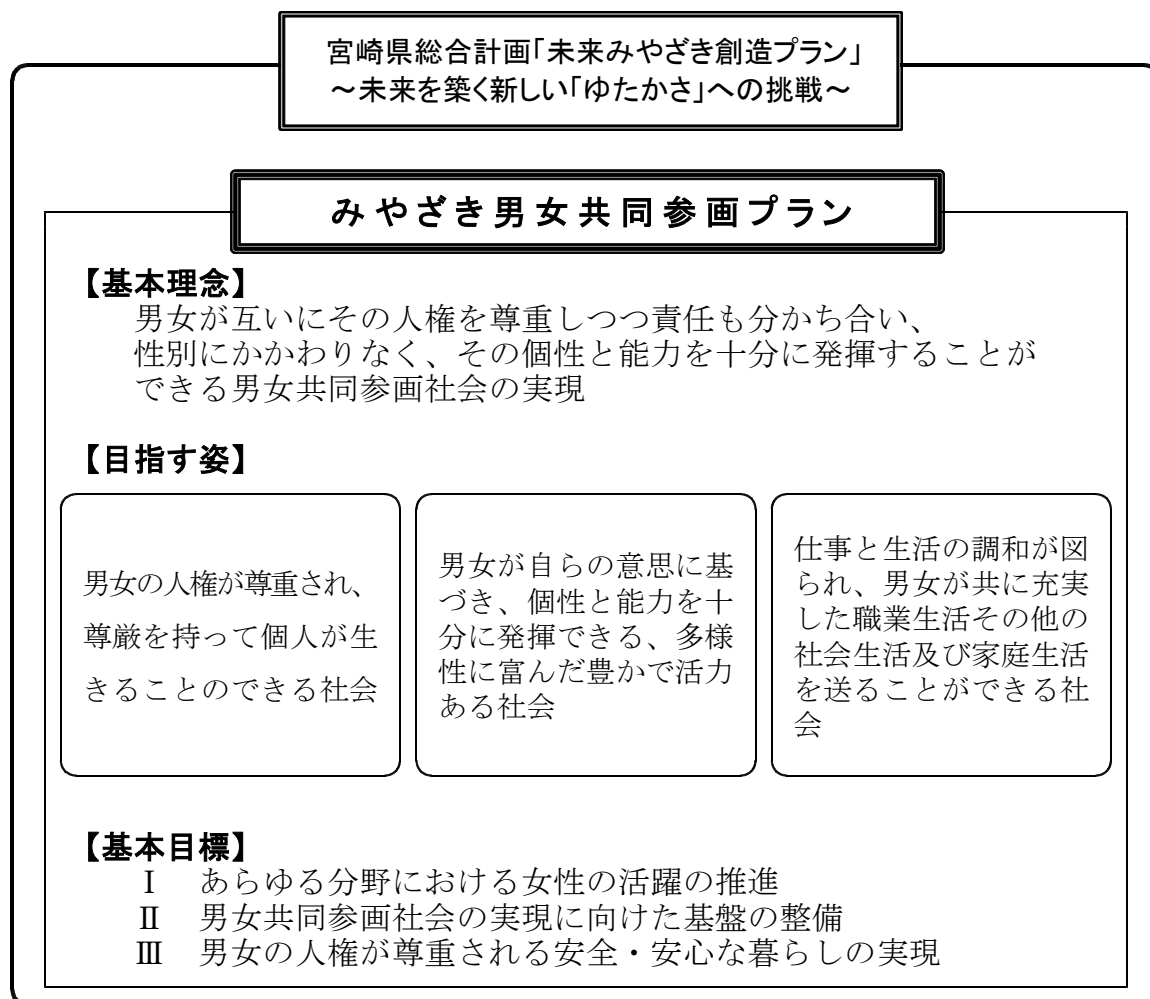
宮崎県では、宮崎県男女共同参画推進条例に基づいて、第3次みやざき男女共同参画プランを策定し、同プランに沿って、施策を推進しています。

### 1 第3次みやざき男女共同参画プランの基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

### 2 プランが目指す男女共同参画社会の姿



## 【計画が目指す男女共同参画社会の具体例】

### 家庭では

- 男性も女性も、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築いています。
- 掃除、洗濯、食事の支度や後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。
- 子どもの個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われています。

### 学校では

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階や特性等に応じた体験学習を通じ、社会の一員として協力し合う態度が育まれています。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

### 職場では

- 募集、採用、配置、賃金、退職などのあらゆる場面で、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
- 家庭生活・地域活動と仕事とのバランスが取れる労働環境が整い、男性も女性も共に、ゆとりを持っていきいきと働いています。

### 地域社会では

- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 性別や年代を超えて、様々な人が地域の意思決定の場へ参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域の支え合いや社会制度の整備により、子育てや介護についての協力体制が整い、誰もが安心して暮らしています。

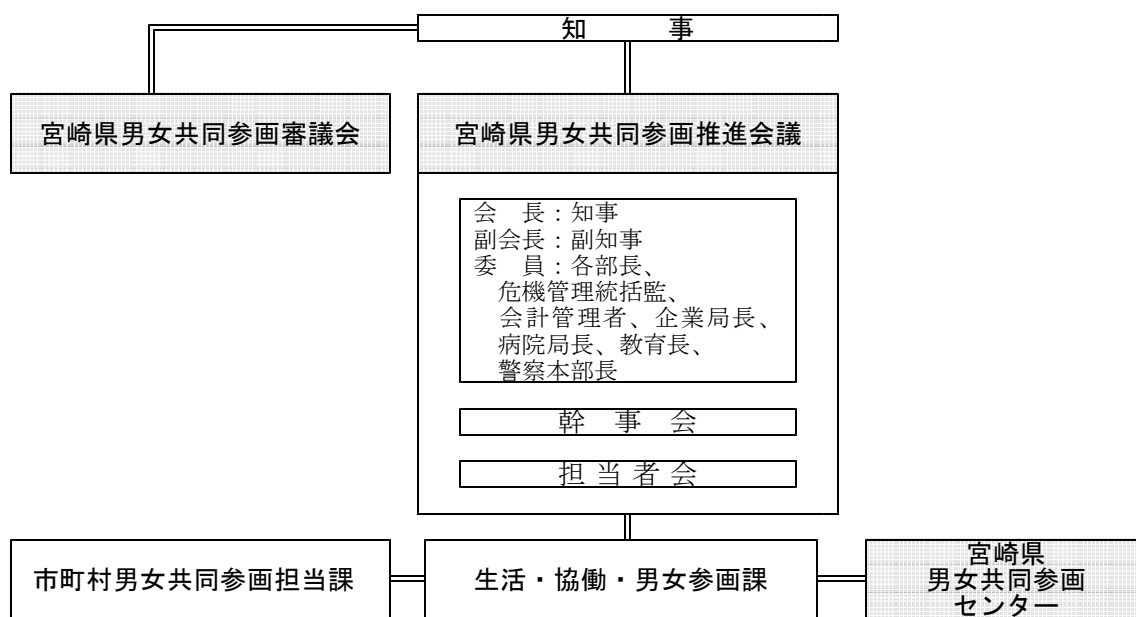
### 3 推進体制

男女共同参画社会づくりに関する施策は広範多岐にわたっており、総合的かつ効率的な推進を図るためには、施策の推進体制を充実させるとともに、定期的に計画の進捗状況を点検し、施策の見直しを行う必要があります。

県では、知事を会長とする「宮崎県男女共同参画推進会議」を設置し（前身の「宮崎県婦人関係行政連絡会議」は昭和53年設置）、男女共同参画に関する施策について、関係部局の連絡調整と総合的な企画・推進を図っています。

また、男女共同参画の推進に係る重要な事項等について調査審議するため、「宮崎県男女共同参画審議会」を設置しています。

#### 【宮崎県の推進体制】



あわせて、平成13年9月、宮崎県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する情報の提供、啓発、相談、交流及び連携事業等を実施しており、利用者のニーズに対応できる推進拠点として一層の機能の充実を図っています。

#### 【宮崎県男女共同参画センター】

所在地：宮崎市宮田町3番46号（県庁9号館）

電話：0985-32-7591 <http://www.mdanjo.or.jp>

##### 情報提供

- 男女共同参画に関する図書・DVD・資料等の収集・貸出
- ホームページによる情報発信
- 学習・活動のための助言

##### 啓発

- 男女共同参画に関する講座の開催（男女共同参画講座、DV防止講座など）
- 団体や学校などが行う研修会への講師派遣
- 広報誌「ブリリアント」の発行

##### 相談

- 総合相談（相談員による電話・面接相談）
- 専門相談（弁護士・臨床心理士・医師等による予約制面接相談）
- 女性の活躍に関する相談

##### 交流・連携

- 男女共同参画社会づくりに取り組む個人・団体・グループ等の交流支援
- 男女共同参画に関する学習会や交流のためのスペース提供

## 4 プランの体系

